

II 構造設備に関する基準

- 27 貯湯槽を設置する場合にあっては、次に掲げる措置を講ずること。
- ア 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯水の補給口、底部等に至るまで摂氏 60 度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏 55 度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の湯水の消毒又は定期的に生物膜の除去を行うための清掃及び消毒が行える構造であること。
 - イ 完全に排水が行える構造であること。
(条例第 3 条第 2 項第 1 号)

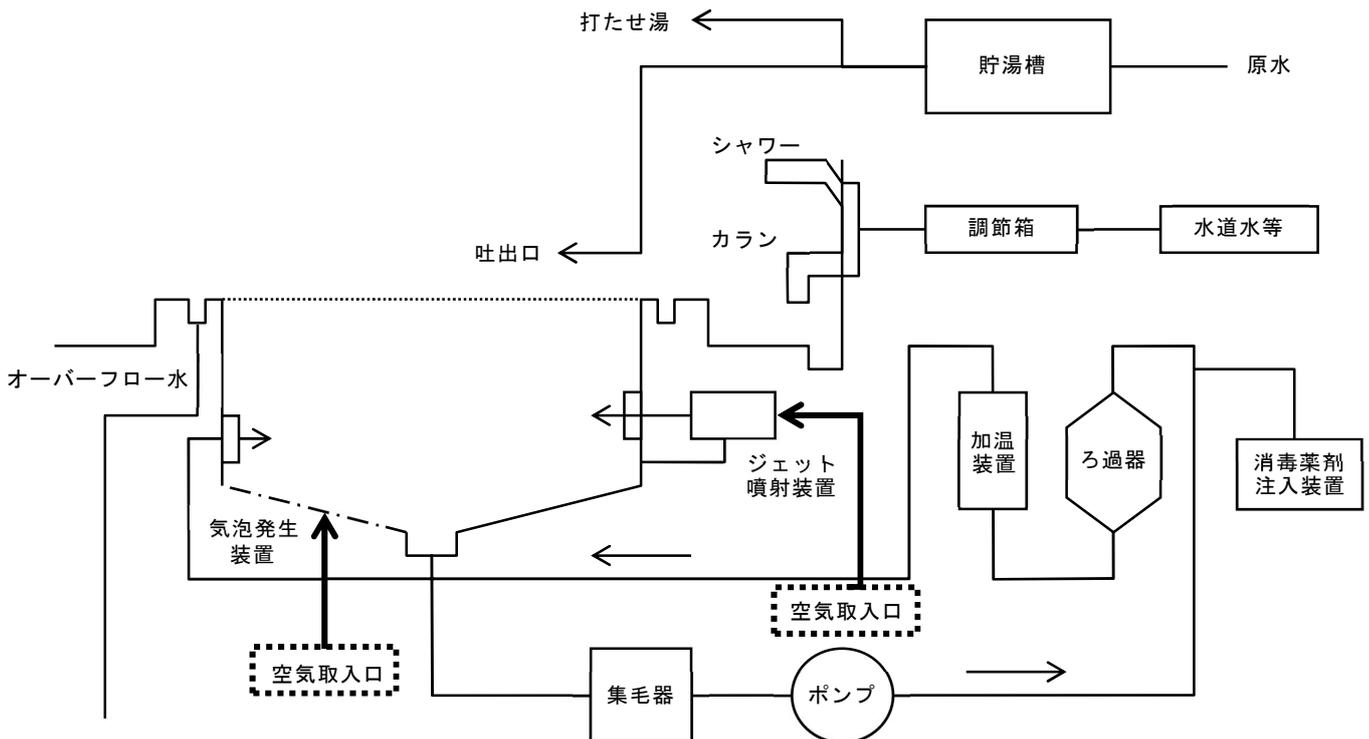
解説 貯湯槽は適切な衛生管理を講じることが可能な構造である場合を除いて、基準以上の温度を保つ能力を有する加温装置を設置する必要があります。(解説 1 を参照してください。)

また、貯湯槽内に湯水が残ると、内部に生物膜が定着しやすくなり、レジオネラ属菌が繁殖する可能性が高まるため、完全に排水が行える構造である必要があります。

28 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合にあっては、点検、清掃及び排水を行うことができ、空気取入口から土ぼこり及び浴槽水が入らない構造であること。(条例第3条第2項第2号)

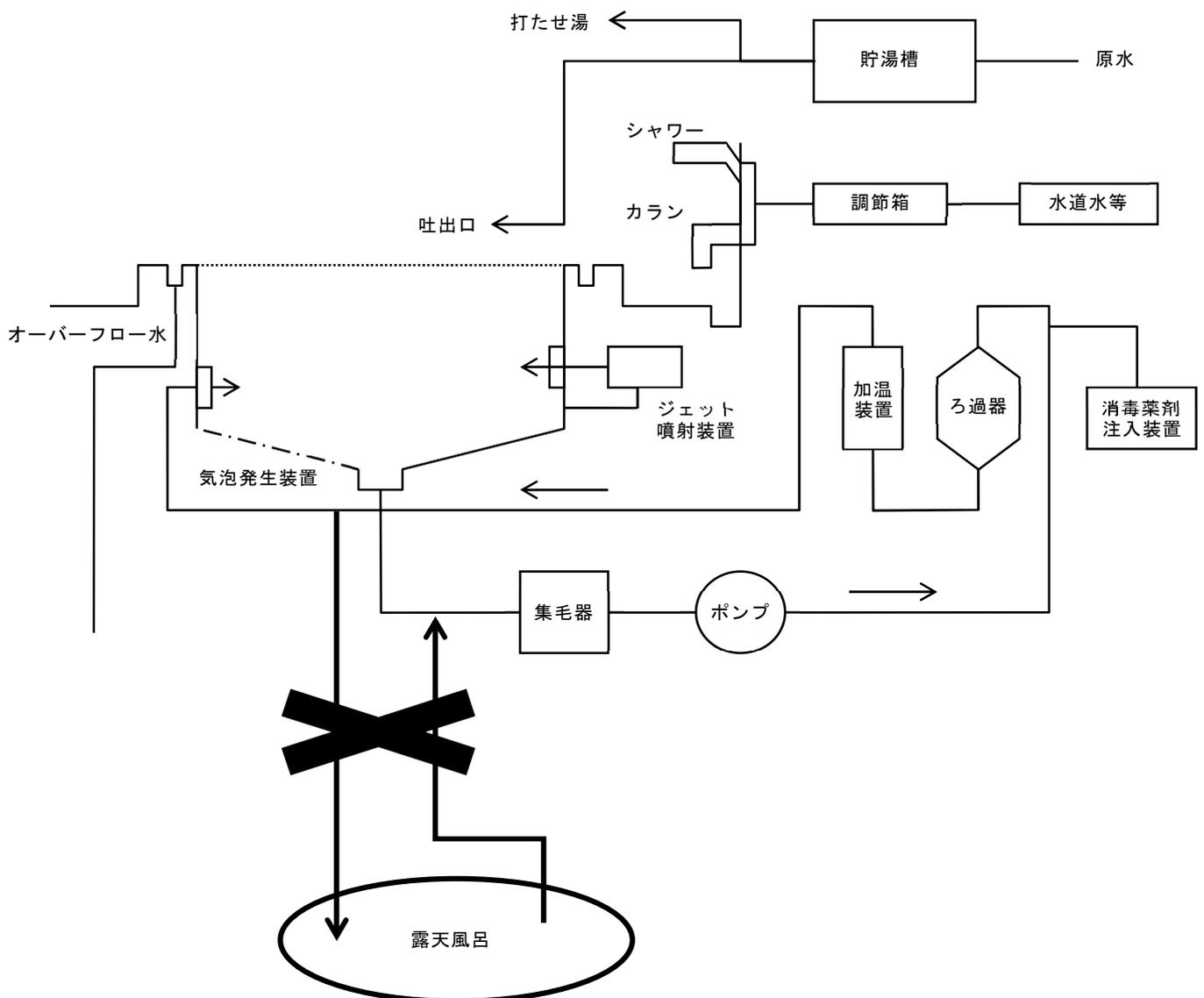
解説 気泡発生装置等を設置した浴槽は、エアロゾルを発生させ、レジオネラ属菌感染の原因となりやすいため、内部に生物膜が発生しないように、定期的な点検、清掃及び排水を行うことができる構造にする必要があります。

また、気泡発生装置等においては、空気取入口から土ぼこりや浴槽水が入ると、土ぼこりや浴槽水に含まれていたレジオネラ属菌が飛散するおそれがあり、レジオネラ症が発生する可能性が高くなります。土ぼこりや浴槽水が空気取入口から浴槽内に入らない構造にする必要があります。



29 屋外に浴槽を設置する場合にあっては、当該浴槽内の浴槽水は、屋内の浴槽内の浴槽水に混じらない構造であること。（条例第3条第2項第3号）

解説 屋外の浴槽については、外気に開放されていますので、レジオネラ属菌が侵入しやすいといえます。この浴槽水が配管等を通じて屋内の浴槽に入り込むことで屋内の浴槽でのレジオネラ属菌の繁殖の可能性が増すこととなります。このため屋外と屋内の浴槽の浴槽水が混じらないよう配管を別系統にすることが必要です。

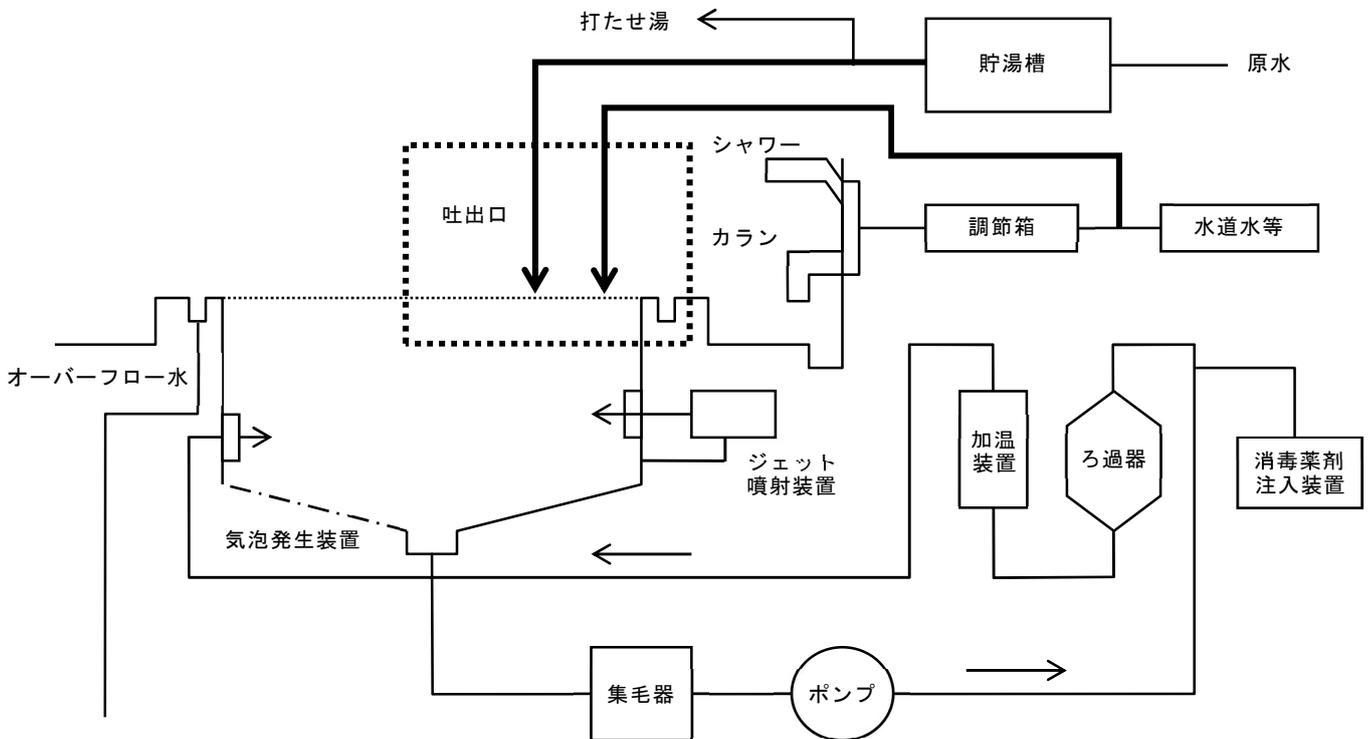


(循環式浴槽の場合)

30 原湯又は原水は、ろ過器及び循環配管に注入せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。(条例第3条第2項第4号ア)

解説 循環配管に、給湯配管あるいは給水配管を直接接続することにより、原湯又は原水が細菌等による汚染を受ける危険性があります。

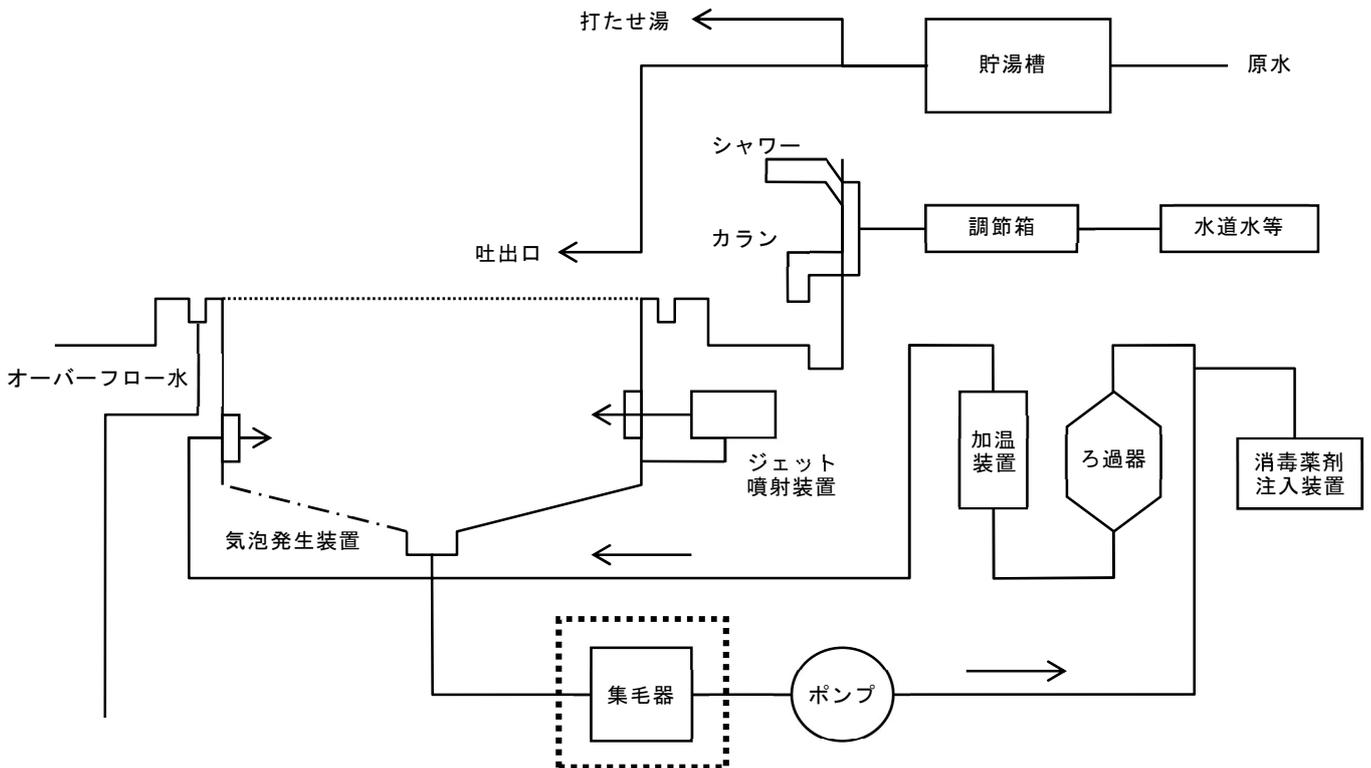
浴槽に補給する原湯や原水は、必ず浴槽水面上部から浴槽に落としこむ方法を取り、浴槽の湯が給湯・給水配管に逆流しないようにしなければなりません。



(循環式浴槽の場合)

31 ろ過器は、1時間当たりの湯水の処理能力が当該ろ過器と循環配管に接続している浴槽の容量以上のものであり、そのろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。また、ろ過器の前に集毛器が備えられている構造であること。(条例第3条第2項第4号イ関係)

解説 循環式浴槽のろ過器には、1時間に浴槽の湯が1回以上ろ過できる能力が必要です。また、ろ過器は、逆洗浄によりろ過器内のごみ、汚濁等を排出することができる構造のものにするとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設ける必要があります。

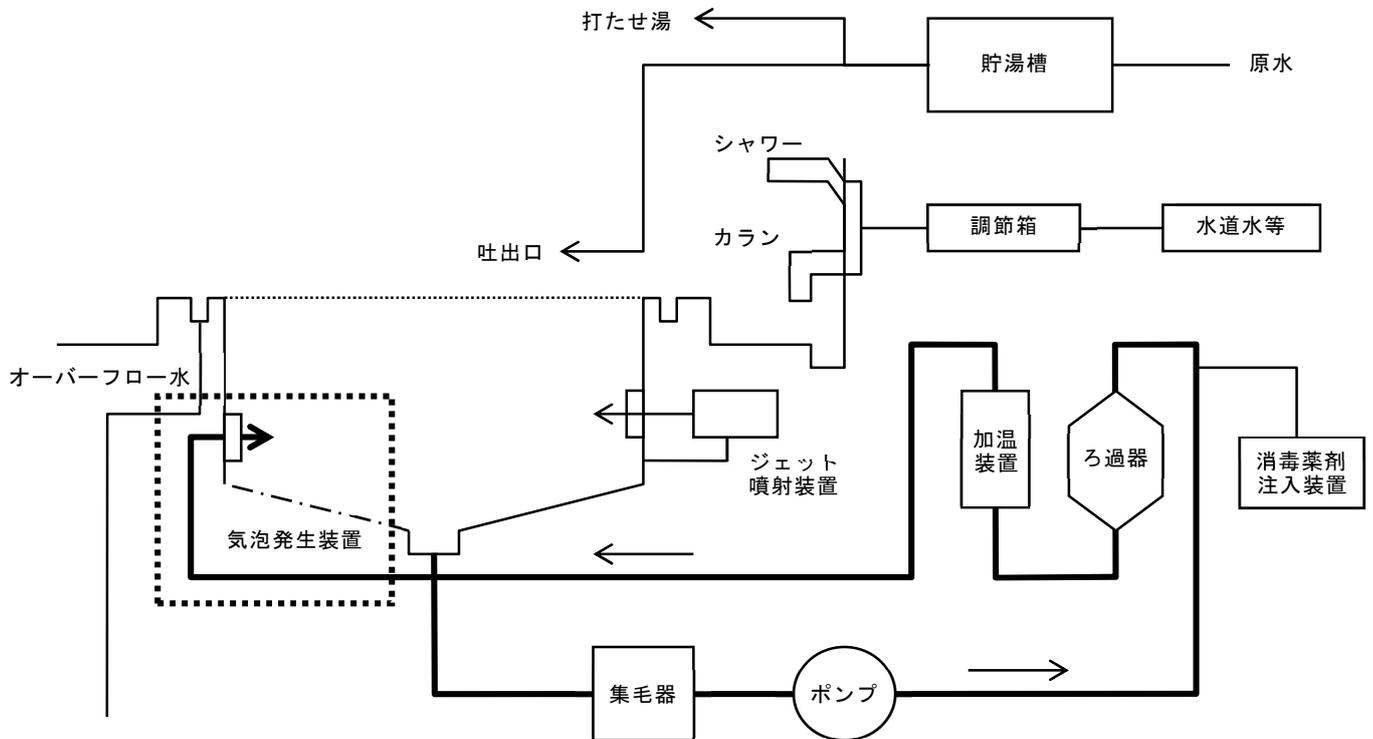


(循環式浴槽の場合)

32 循環水は、浴槽の底部に近い部分で補給される構造であること。(条例第3条第2項第4号ウ関係)

解説 循環水を浴槽水面の上部から落とし込むことによる入浴者の誤飲又は浴槽水のしぶき(エアロゾル)の発生を防ぐために循環水の補給口を必ず浴槽水面の下部に設ける必要があります。

また、循環水の補給口を浴槽水面の下部に設けることにより浴槽内の浴槽水が部分的に滞留することを防止することができます。



(循環式浴槽の場合)

33 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、湯水がろ過器内に入る直前に設置される構造であること。(条例第3条第2項第4号エ関係)

解説 塩素系薬剤は、レジオネラ属菌がろ過器で繁殖することを防ぐため、ろ過器の直前に注入又は投入する必要があります。そのため、塩素系薬剤の注入口又は投入口は、湯水がろ過器内に入る直前に設置してください。

(循環式浴槽の場合)

34 オーバーフロー水及び回収槽内の湯水は、入浴のために使用しない構造であること。(条例第3条第2項第4号オ関係)

解説 19の解説を参照してください。

(循環式浴槽の場合)

35 気泡発生装置等を設置する浴槽は、毎日完全に換水していない浴槽内の浴槽水を使用しない構造であること。(条例第3条第2項第4号カ関係)

解説 20の解説を参照してください。

(循環式浴槽の場合)

36 打たせ湯及びシャワーは、原湯又は原水を使用する構造であること。(条例第3条第2項第4号キ関係)

解説 21の解説を参照してください。

37 調節箱を設置する場合にあっては、清掃が行える構造であること。（条例第3条第2項第5号関係）

解説 3の解説を参照してください。

38 配管を要する水位計を設置する場合にあっては、その配管内の洗浄及び消毒が行える構造であること。（条例第3条第2項第6号関係）

解説 24の解説を参照してください。

39 配管は、その内部の浴槽水として利用される湯水を完全に排水できる構造とすること。（条例第3条第2項第7号関係）

解説 配管内に湯水等が滞留すると、内部に生物膜が定着しやすくなり、レジオネラ属菌が繁殖する可能性が高まるため、完全に排水できる構造とする必要があります。

Ⅲ 施行期日及び経過措置

- 40 (1) この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項（同項第1号から第7号まで及び第14号に係る部分に限る。）、同条第3項（同条第1項第1号から第7号まで及び第14号に係る部分に限る。）及び第4条第2項（第3条第1項第1号から第7号まで及び第14号に係る部分に限る。）の規定は、平成17年4月1日から施行する。（附則第1項関係）
- (2) 第3条第2項、同条第3項（同条第2項各号に係る部分に限る。）及び第4条第2項（第3条第2項各号に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日以後に新築又は改築の工事に着手する入浴施設について適用する。（附則第2項関係）

解説 この条例は、平成16年10月1日から施行されています。ただし、維持管理の基準のうち施設の構造に関連するものについては、基準を満たすために必要な改修期間を考慮し、平成17年4月1日から施行することとしています。（附則第1項関係）

また、構造設備の基準については、平成16年10月1日以後に新築又は改築の工事に着手する入浴施設について適用されます。（附則第2項関係）

- 41 (1) この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。(附則(令和2年3月4日条例第7号)第1項関係)
- 1) 附則第3項の改正規定 公布の日
 - 2) 第2条第4号の改正規定(同号イの改正規定を除く。)及び次項の規定 令和2年4月1日
 - 3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和2年10月1日
- (2) 前項第2号に掲げる規定の施行の際現に設置されている社会福祉法に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設の入浴施設については、同号に掲げる規定による改正後の熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例(以下「4月新条例」という。)第4条第2項(4月新条例第3条第2項各号に掲げる基準に係る部分に限る。)の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日から同項第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間において初めて当該入浴施設の増設又は改設が行われるときまでは、適用しない。(附則(令和2年3月4日条例第7号)第2項関係)
- (3) 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際現に設置されている入浴施設については、同号に掲げる規定による改正後の熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例(以下「10月新条例」という。)第3条第2項、同条第3項(10月新条例第3条第2項各号に掲げる基準に係る部分に限る。)及び第4条第2項(10月新条例第3条第2項各号に掲げる基準に係る部分に限る。)の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後初めて当該入浴施設の増設又は改設が行われるときまでは、適用しない。(附則(令和2年3月4日条例第7号)第3項関係)

解説 この条例は、一部改正され、令和2年3月4日に公布されています。

施行期日について、維持管理の基準のうち施設の構造に関連するものは、基準を満たすために必要な改修、体制整備の期間を考慮し、令和2年10月1日から施行することとしています。(附則(令和2年3月4日条例第7号)第1項関係)

また、経過措置について、構造設備の基準は、令和2年10月1日以後に新築又は改築の工事に着手する入浴施設について適用されます。(附則(令和2年3月4日条例第7号)第3項関係)